



◇知っておきたい労働基準法！

働くようになると、「労働基準法」という法律を知っておく必要があります。自分を守るためのルールにもなりますので、基本的な知識を覚えておきましょう。

①労働条件の明示

労働者を採用するときは、**労働条件を明示**しなければなりません。

②賃金

賃金は**通貨で、直接労働者に、全額を、毎月1回以上、一定の期日を定めて**支払わなければなりません。また労働者の同意があっても最低賃金額を下回することはできません。

③労働時間

労働時間の上限は、**1日8時間、1週40時間**(一部の業種は44時間)です。

④休憩・休日

1日の労働時間が**6時間を超える場合には、45分以上、8時間を超える場合には、1時間以上**の休憩を、勤務時間の途中で与えなければなりません。

少なくとも**1週間に1日、または4週間を通じて4日以上**の休日を与えなければなりません。

※労働条件については、**会社が作成する書面(労働条件通知書等)で必ず確認しましょう!**



⑤割増賃金

時間外労働、休日労働、深夜労働(午後10時から午前5時)を行わせた場合には、割増賃金を支払わなければなりません。



岐阜県の最低賃金<H26. 10. 1~>

738円(時間額)

※特定(産業別)最低賃金以外

⑥年次有給休暇

雇い入れの日(試用期間含む)から、**6ヶ月間継続勤務し、全所定労働日の8割以上**出勤した労働者には年次有給休暇が与えられます。

⑦解雇・退職

やむを得ず、労働者を解雇する場合は、**30日以上前に予告**するか、**解雇予告手当(平均賃金の30日以上)**を支払わなければなりません。

⑧就業規則

常時10人以上の労働者を使用している場合は、就業規則を作成し、労働者代表の意見書を添えて、所轄労働基準監督署に届け出なければなりません。

(資料出所 厚生労働省「労働基準法の基礎知識」より)

◇先輩からのアドバイス

氏名：松井 奈実さん

(平成26年3月 郡上北高校卒)

オオサキメディカル(株) 郡上工場 勤務



★現在の仕事、会社について

加工されたガーゼ類、包帯などを包装する仕事に就いています。以前から、ものづくりに興味があったこと、郡上市内の会社であり、自宅から通勤できることから、この会社に決めました。

事務所の方、現場の方が皆優しく、わからないことがあるとわかりやすく教えてくださり、安心して作業ができます。時には怒られることもありますが、何より仕事を終えた後の達成感があり、この会社に決めた良かったと思っています。

★高校時代について

高校では、演劇部に所属していました。劇は大勢の人前で演じることなので、人前に立つことに自信をつけられるよう、頑張ってきました。

就職に向けては、面接が苦手だったので、学校や自宅でどんな質問にも自信を持って答えられるよう、練習しました。

★皆さんへのメッセージ

就職する上で一番重要になってくるのが、コミュニケーション能力です!



<編集後記>10月に入り、就職内定された方も多くいらっしゃると思います。今回は、労働者を守るための法律について簡単にご紹介しました。(あくまでも「原則」であり、特殊なケースは除外しています。)入社してから、「こんなはずじゃなかった」と後悔しないよう、労働条件については入社する前によく確認しておきましょう。(A)